

■建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）等手数料

1 非住宅

（施行日：令和3年4月1日）単位：円

種別	区分 (床面積)	省エネ適判	省エネ 変更適判	軽微変更 該当証明
(一) 工場等の用に 供する部分 (モデル建物法)	～300㎡未満	20,000	10,000	10,000
	300㎡～1,000㎡未満	29,000	14,000	14,000
	1,000㎡～2,000㎡未満	40,000	21,000	21,000
	2,000㎡～5,000㎡未満	102,000	51,000	51,000
	5,000㎡～10,000㎡未満	151,000	76,000	76,000
	10,000㎡～25,000㎡未満	191,000	95,000	95,000
	25,000㎡～	237,000	119,000	119,000
(二) 工場等の用に 供する部分 (モデル建物法除く 評価方法)	～300㎡未満	22,000	11,000	11,000
	300㎡～1,000㎡未満	31,000	15,000	15,000
	1,000㎡～2,000㎡未満	43,000	22,000	22,000
	2,000㎡～5,000㎡未満	105,000	53,000	53,000
	5,000㎡～10,000㎡未満	154,000	78,000	78,000
	10,000㎡～25,000㎡未満	191,000	95,000	95,000
	25,000㎡～	237,000	119,000	119,000
(三) 工場等の用に 供する部分以外の部分 (モデル建物法)	～300㎡未満	98,000	50,000	50,000
	300㎡～1,000㎡未満	129,000	65,000	65,000
	1,000㎡～2,000㎡未満	170,000	86,000	86,000
	2,000㎡～5,000㎡未満	279,000	140,000	140,000
	5,000㎡～10,000㎡未満	345,000	173,000	173,000
	10,000㎡～25,000㎡未満	485,000	243,000	243,000
	25,000㎡～	562,000	282,000	282,000
(四) 非住宅建築物 等のうち工場等の用 に供する部分以外の 部分 (モデル建物法除く 評価方法)	～300㎡未満	173,000	87,000	87,000
	300㎡～1,000㎡未満	234,000	117,000	117,000
	1,000㎡～2,000㎡未満	300,000	151,000	151,000
	2,000㎡～5,000㎡未満	469,000	235,000	235,000
	5,000㎡～10,000㎡未満	568,000	285,000	285,000
	10,000㎡～25,000㎡未満	763,000	382,000	382,000
	25,000㎡～	870,000	435,000	435,000

2 住宅 (注1)

(施行日：令和7年4月1日)

単位：円

評価方法	用途	区分 (床面積・住戸数)	省エネ適判	省エネ 変更適判	軽微変更 該当証明
標準 計算法	(五) 一戸建ての住宅	～200㎡未満	39,000	20,000	20,000
		200㎡～	43,000	22,000	22,000
	(八) 共同住宅等又は 複合建築物に係 る住宅部分	4戸以内	128,000	64,000	64,000
		5戸～15戸	267,000	134,000	134,000
		16戸～45戸	360,000	181,000	181,000
46戸～	510,000	256,000	256,000		
仕様基準 (注2)	(六) 一戸建ての住宅	～200㎡未満	20,000	10,000	10,000
		200㎡～	21,000	11,000	11,000
	(九) 共同住宅等又は 複合建築物に係 る住宅部分	4戸以内	56,000	28,000	28,000
		5戸～15戸	112,000	57,000	57,000
		16戸～45戸	166,000	84,000	84,000
46戸～	241,000	122,000	122,000		
仕様・計算 併用法	(七) 一戸建ての住宅	～200㎡未満	29,000	15,000	15,000
		200㎡～	32,000	16,000	16,000
	(十) 共同住宅等又は 複合建築物に係 る住宅部分	4戸以内	92,000	46,000	46,000
		5戸～15戸	189,000	95,000	95,000
		16戸～45戸	263,000	132,000	132,000
46戸～	375,000	188,000	188,000		

(注1) 平屋建てかつ200㎡未満の建築物(新3号建築物)は、省エネ基準適合の審査の対象外となります。

(注2) 確認申請の中で仕様基準の審査を受ける場合、別途、加算手数料が発生します。詳しくは、確認等手数料を御参照ください。

URL：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/134/24204.html>

3 用語について

- ・非住宅建築物等：非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分をいう。
- ・工場等：建築基準法上の用途が、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。
- ・共同住宅等：共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- ・複合建築物：非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。

4 特記事項

- ・ 手数料を算定する床面積は、建築基準法の床面積に応じて徴収する。
(増改築の場合、増加する床面積に応じて徴収する)
- ・ 非住宅建築物等のうち「工場等」と「工場等以外」の用途が存在する建築物において、工場等の部分の床面積に応じて(一)又は(二)の額と、工場等の部分以外の床面積に応じて(三)又は(四)の額を合算して算定した額 a と、工場等の部分の床面積を工場等の部分以外の部分の床面積とみなした場合の全体の床面積に応じて(三)又は(四)に定める額 b の、a、b いずれか低い額とする。(※1)
- ・ 共同住宅等又は複合建築物に係る住宅部分において、同一建築物で複数の評価方法を使用する場合、各判定方法及び戸数に応じて、(八)から(十)を合算した額とする。(※2)
- ・ 複合建築物において、非住宅部分の床面積(一)から(四)に定める額又は(※1)により算定した額と複合建築物に係る住宅部分の戸数(八)から(十))に定める額又は(※2)により算定した額を合算した額とする。